答申行政第１２６号

答　　申

第１　審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和７年４月２１日付け、建指第９７号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　審査請求人は、令和７年４月１１日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成８年岡山県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定により、実施機関に対して、次の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「私が２０２５年２月７日付けで岡山県知事宛に提出した「岡山県地価調査に係る〇〇〇協会の鑑定法違反に関する伺い（通報）」と題する通報内容に関する調査、検討、決裁等に係る文書、メール、録音等一切（国土交通省の担当官や弁護士等の外部のものとの連絡等を含む）（担当：建築指導課）」

２　実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、「〇〇〇〇氏が２０２５年２月７日付けで提出した「岡山県地価調査に係る〇〇〇協会の鑑定法違反に関する伺い（通報）と題する通報内容に関する調査、検討、決裁等に係る文書、メール、録音等一切（国土交通省の担当官や弁護士等外部のものとの連絡等を含む。）」と特定した上で、本件対象公文書を非開示とする本件処分を行い、令和７年４月２１日付けで審査請求人に通知した。

３　本件処分において実施機関が本件対象公文書を非開示とした理由は、次のとおりであった。

岡山県行政情報公開条例第１０条該当

一般的に法人が法律違反の疑いがあるという申立てを受けたという情報が公になると、当該法人の社会的信用を低下させることが予想されるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるおそれは否定できないものと認められる。

仮に開示請求の対象となった公文書（以下、本項において「対象公文書」という。）が存在するとして、その存在が明らかになったときには、対象公文書の内容を非開示とした場合であっても、当該法人が法律違反の疑いがあるという申立てを受けたという事実の存在を明らかにすることとなる。

また、仮に対象公文書が存在しない場合に、不存在を理由として非開示決定を行うこととすると、その裏返しとして、対象公文書が存在する場合にのみ存否の応答を拒否することとなり、別の事案において存否の応答を拒否した場合に、当該事案の請求者が存否応答拒否の対象となった公文書の存在を推認することができることとなる。

このことにより、条例第１０条の趣旨が損なわれることとなる。

これらにより、当該内容を含む文書が存在しているか否かを明らかにすること自体が、条例第７条第３号の非開示情報である当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものを開示することになるため。

４　審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、令和７年７月１７日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

５　実施機関は、条例第１７条の規定により、令和７年１０月２日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

本件処分について、実施機関は、その決定を取り消し、本件対象公文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

２　審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア　条例第１０条該当性について

条例第７条及び第８条第１項の規定の趣旨に鑑みれば、開示請求を拒否する場合であっても、開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で拒否することが原則であって、条例第１０条による公文書の存在を明らかにしないで開示請求を拒否する処分（以下「存否応答拒否処分」という。）は、開示請求に対する応答の例外規定であると解するべきであり、存否応答拒否処分を行うことには慎重であるべきであり、存否応答拒否処分を行う場合には適正な理由が必要である。

実施機関は、仮に本件対象公文書が存在しない場合に、不存在を理由として非開示決定を行うこととすると、その裏返しとして、本件対象公文書が存在する場合にのみ存否の応答を拒否することとなり、別の事案において存否の応答を拒否した場合に、当該事案の請求者が応答拒否の対象となった公文書の存在を推認することができることとなるため、条例第１０条の趣旨が損なわれると主張するが、この論法によると、当該処分を行う場合であっても、他の事案を考慮して存否応答拒否処分をすることを常に適法とすることになりかねず、条例第１０条の趣旨を逸脱していることは明らかである。

存否応答拒否処分の乱用を防ぐため、「特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り」存否応答拒否処分を認めるとした条例を定めている自治体もある（北海道情報公開条例第１２条）。

存否応答拒否処分は、不服申立や裁判による救済は可能であるが、仮に、存否応答拒否処分が取り消されたとしても、さらに非開示の処分をすることが可能であるため、実施機関に濫用されると情報公開制度の入口を閉ざすことになりかねない。

イ　条例第７条第３号該当性について

条例第７条第３号に定める「事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」については、法人等の正当な利益が損なわれる場合でなければならず、抽象的な「社会的信用の低下」では非開示の理由として不十分である。仮に、当該情報が、○○○協会（以下「○○○協会」という。）にとって不都合な情報であったとしても、非開示とすることに正当な利益がない限り、公表しなければならない。

また、○○○協会は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律１５２号。以下「鑑定法」という。）に基づき岡山県知事に届け出たものであり、○○○○の所属団体として各都道府県に一団体のみが設置され、知事は必要があると認めるときは、○○○協会に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができるとされていることから、法律違反の疑いがあるとの理由で岡山県の不動産鑑定業を監督する建築指導課に通報があったことが公表されたとしても、○○○協会の競争上の地位が損なわれるおそれがあるとはいえない。

なお、実施機関は、協会の「競争上の地位」のみではなく、「事業運営上の地位」及び「その他社会的な地位」が損なわれるおそれがあると主張するが、非開示の理由で具体的な事情が説明されておらず、実施機関の主張内容が適法なものかどうか、審査請求人には、確認の方法がない。

○○○協会は、公益社団法人として、事業活動を行うにあたり特に法令の遵守が必要な団体であり、岡山県知事は、法令違反の疑いがあるとの通報を受け、調査、検討した場合にはその結果を公にすることが公益上必要であると認められる。仮に、調査、検討の結果、法律違反の疑いはないとの結論が出たのであれば、文書の存在を非開示とする理由はないし、逆に、法律違反の事実が認められるとしても、上記のとおり、調査、検討の結果を公にすることが公益上必要とされている。

宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）で公告（公表）が義務付けられているのは、処分等の結果により、第三者に対し、取引上、税務上の影響を及ぼすからであり、これらの法律で公表が義務付けられていないからといって公表が禁止・制限されているわけではない。○○○協会にとって不都合な情報であったとしても、非開示とすることに正当な理由がない限り、広く国民に公表しなければならない。

ウ　その他の主張

審査請求人は、令和７年４月２４日付で条例第５条に基づき開示請求をし、岡山県中山間・地域振興課所管の令和７年３月２７日を決裁日とする「令和７年岡山県地価調査に係る基準値の鑑定評価支援業務について」と題する書面の開示を受けた。当該書面は、令和７年の岡山県地価調査を実施するにあたり、岡山県が当該調査に係る基準値の鑑定評価支援業務について、○○○協会と委託契約を締結するこ

とに関する決裁文書である。

当該決裁文書に添付されている業務委託契約書の「新旧対照表」によれば、委託業務の名称について、改定前は、「令和７年岡山県地価調査に係る基準値の鑑定評価業務」とされていたが、「令和７年岡山県地価調査に係る基準値の鑑定評価支援業務」と改定されたことが判明している。

これは、審査請求人が令和７（２０２５）年２月７日付けでした「岡山県地価調査に係る〇〇〇協会の鑑定法違反に関する伺い（通報）」に関連して、令和７年３月に委託業務の名称が改定されたことを示すものであり、審査請求人の通報により、調査、検討、決裁等がなされたこと及びこれに関する本件文書が存在することを示すものである。

担当課は異なるものの実施機関内部において、本件公文書が必ずしも存否応答拒否処分の対象であるとは認識していないことを窺わせるものである。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

ア　条例第１０条の趣旨について

法人が法律違反の疑いがあるという申し立てを受けたという情報（以下「申立て情報」という。）が公になると、当該法人の社会的信用を低下させることが予想されるなど、第７条第３号に定める非開示情報である「社会的な地位が損なわれると認められるもの」に該当する。

本件対象公文書が存在する場合、非開示とすると、申立て情報の存在が明らかになり、本件対象公文書が存在しない場合、文書の不存在を理由として非開示とすると、その裏返しとして、文書が存在する場合のみ存否応答拒否することとなり、別の事案において存否応答を拒否した場合に文書の存在を推認できることとなり、条例第１０条の趣旨が損なわれる。

これらにより文書の存否を明らかにすること自体が条例第７条第３号の非開示情報を開示することとなるため、条例第１０条の規定に基づき当該公文書の存否を明らかにしないで非開示を決定したものである。

審査請求人は、条例第１０条による「存否応答拒否処分」は、開示請求に対する応答の例外規定であると解するべきで、当該処分を行うことには、慎重であるべきであること、当該処分を行う場合には適正な理由が必要であることを主張しているが、条例第７条は「非開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。」と、また、条例第１０条においては「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」には、実施機関は、存否応答拒否処分を行うことができると規定されており、これら適正な理由の下、処分を行っている。

イ　条例第７条第３号の趣旨について

条例第７条第３号の非開示情報は、競争上の地位のみでなく事業運営上の地位、その他の社会的な地位が損なわれると認められるものが含まれているため、競争上

の地位が損なわれるおそれがないことをもって第３号に当たらないとはいえない。

また、鑑定法第４９条は届出をした社団又は財団に対して、○○○○に対する研修の実施義務を定めているのみであり、同法第５０条の助言、勧告等の対象は、社団等に対する研修義務違反に関するものに限られるものである。

さらに、多くの法律、例えば、宅地建物取引業法においては免許取消・営業停止処分については公告（公表）を義務付けているが、同じく行政処分であっても指示処分については公告を義務付けておらず、確かな証拠に基づく行政処分でさえも、公表を義務付けていないものがある中で、行政指導や疑いの段階のものについて、仮に調査、検討の結果を行政が公にしたことによる風評被害で損害が発生した場合、国家賠償法に基づき提訴されれば、行政が敗訴する可能性が非常に高いと言える。

なお、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律においても、第２８条による勧告、命令を行った場合、第２９条による公益認定の取消を行った場合のみに限定的に公表又は公示を義務付けており、調査結果の公表が公益上必要であるというような文言は見当たらない。

このように、法人等に風評被害等を起こすおそれがある情報については、条例第７条第３号の非開示情報である「事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるもの」として、条例で開示すべき公文書から除外されており、本件存否応答拒否処分には正当な理由があり、適法であると考えられる。

第５　審査会の判断

１　本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第２の１の公文書である。

２　本件対象公文書に係る条例の規定について

（１）条例第７条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第７条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一　略

二　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和２２年法律第１２０号)第２条第１項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成１１年法律第１０３号)第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成１３年法律第１４０号)第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第２条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ　違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

四～七　略

（２）条例第８条は、公文書の一部開示について次のように定めている。

（公文書の一部開示）

第８条　実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　略

（３）条例第１０条は、公文書の存否に関する情報について次のように定めている。

（公文書の存否に関する情報）

第１０条　開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（４）条例第１１条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

（開示請求に対する決定等）

第１１条　略

２　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

３　略

３　非開示条項該当性について

審査請求人は、第３の２のとおり、実施機関が条例第１０条の規定により本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は違法であるので、本件処分を取り消し、本件公文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定をするべきであると主張している。

一方で、実施機関は、第４のとおり、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第７条第３号の非開示情報を開示することとなることから、条例第１０条の規定により本件処分を行ったものであると主張している。

条例による行政情報公開制度は、公文書の開示を請求する権利について定めるとともに、行政情報の公開の総合的な推進を図り、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とするものである。

このため、条例第７条において、実施機関に対して開示請求があった場合の公文書の開示義務を課し、また、条例第８条第１項において公文書の一部開示（以下、単に「一部開示」という。）を規定して、実施機関に対して最大限の開示を実現することを求めている。

これらの趣旨に鑑みれば、開示請求を拒否する場合であっても、開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で拒否することが原則であって、条例第１０条による存否応答拒否処分は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、存否応答拒否処分を行う場合は、その妥当性を適切に判断する必要があるものである。

以上の条例第１０条の解釈適用に照らして、本件対象公文書の存否を明らかにするだけで条例第７条第３号の非開示情報を開示することになるとの実施機関の説明について、具体的に検討する。

（１）条例第７条第３号該当性について

実施機関は、○○○協会が法律違反の疑いがあるという申立てを受けたという情報が公になると、当該法人の社会的信用を低下させるなど、○○○協会の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると説明してい

る。

この点について、確かに、特定の法人を名指しし、当該法人の違法性が疑われる行為について特定の個人から申立てが行われたことを前提に、その後の行政庁の対応に関する公文書の開示請求が行われた場合、特定法人が行政庁の調査や指導監督を受けたという、いわゆる風評被害が発生する等により、当該特定法人の信用が低下したり、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを完全に否定することはできない。

しかし、存否応答拒否処分は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、無制限に認められるものではなく、「地位が損なわれると認められる」とは、当該情報を公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の公正な競争上の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものと解すべきであり、公にすることにより、当該法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容、性質をはじめとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利保護の必要性等を考慮して慎重に判断する必要がある。

そして、行政機関の指導等に関する文書についての存否応答拒否処分は、当該指導等の内容が公になることにより当該法人の権利利益を害するものであって、かつ、当該指導に関するものであることが明らかな文書の開示請求があった場合など、該当する公文書が存在することを答えるだけで、当該指導等が行われたことが判明し、当該法人の権利利益が具体的に侵害されるおそれがある場合にすることができるものであるところ、本件開示請求の内容は、〇〇〇協会に対して行政指導が行われたことが明らかであるものとは認められず、実施機関からも当該法人の競争上等の地位が侵害されるおそれについての具体的な主張もされていないことから、本件処分は、本件対象公文書の存否を答えないことによって保護すべき利益があるとは認められない。

また、〇〇〇協会は、公益法人であり、審査請求人が通報した業務は、岡山県から特命随意契約により受託して実施する業務であることなどを考慮すると、仮に本件対象公文書が存在するとしても、本件対象公文書の存在を公にすることで〇〇〇協会の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、条例第７条第３号の非開示情報を開示することになることを理由とした条例第１０条の規定による本件処分は、取り消すべき瑕疵があると言わざるをえない。

（２）条例第７条第２号該当性について

ところで、当審査会は、本件開示請求に関し、公文書の存否を答えるだけで、条例第７条第２号の不開示情報を開示することになるか、さらに、条例第１０条の規定に基づき存否応答拒否処分を行うべきか否かについて、職権により検討を行った。

審査請求人が令和７年４月１１日付けで実施機関に提出した公文書開示請求書

には、「私が２０２５年２月７日付けで岡山県知事宛に提出した「岡山県地価調査に係る○○○協会の鑑定法違反に関する伺い（通報）」と題する通報内容に関する調査、検討、決裁等に係る文書、メール、録音等一切（国土交通省の担当官や弁護士等の外部のものとの連絡等を含む）（担当：建築指導課）」と記載されており、本件対象公文書の存否を答えることは、審査請求人が○○○協会の違法性が疑われる行為の申立てをした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

そして、本件存否情報は、条例第７条第２号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、さらに、ただし書きイからハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第７条第２号の非開示情報を開示することになるため、本来、同号を理由として条例第１０条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

実施機関は、本件処分において、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第７条第３号の非開示情報を開示することになるため、条例第１０条の規定により存否応答拒否処分を行ったと説明しており、本来であれば、本件処分の取消しを行うべきであるが、仮に本件処分を取り消したとしても、改めて条例第７条第２号を理由とした条例第１０条の規定による存否応答拒否処分を行うこととなるため、このような取扱いに意味はなく、本件処分は、結論においては妥当といわざるを得ない。

なお、審査請求人は、個人に関する情報が公にならないような請求内容により、再度、条例に基づく開示請求を行うことも可能であるし、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく開示請求を行うことも可能であることを考慮すると、本件処分を取り消さないことにより、審査請求人の権利を著しく制限するおそれはないと判断した。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

５　結論

以上により、本件処分には、条例の解釈適用に誤りがあるが、これを取り消し、改めて処分をやり直すことに意味はないため、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

第６　審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　　理　　内　　容
令和７年１０月　２　日	実施機関から諮問を受けた。
令和７年１０月３０日 （審査会第１回）	事案の審議を行った。
令和７年１２月２３日 （審査会第２回）	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和８年　１　月２９日 （審査会第３回）	事案の審議を行った。
令和８年　２　月２７日 （審査会第４回）	事案の審議を行った。
令和８年　３　月３１日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏　　名	職　　名	備　　考
会　長 南　川　和　宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森　　智　幸	弁護士	
荒　井　佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩　﨑　香　子	弁護士	第一部会委員
伊　藤　　健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊　田　ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中　富　公　一	岡山大学名誉教授	
福　田　伸　子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。